調停手続の流れ

紛争の発生

・紛争とは企業関係に属する商事紛争です。

↓

相談手続の説明

・この制度による紛争解決に適するか否かについて、JCAAに相談することができます。
・申立人に対し、調停手続についての説明が行われます。

↓

調停手続開始

調停の申立て

・申立てをする場合には、JCAAに対し、申立書を提出すると共に調停料金を納付下さい。
金額が不明な場合は、JCAAにお問い合わせ下さい。
・申立書調停合意書、及び委任状のサンプルは、こちらをご覧下さい。（http://www.jcaa.or.jp/adjust/style.html）

↓

申立ての受理

・JCAAは、適式に調停申立てがなされたことを確認後、当事者双方に対し、調停申立ての受理の通知をします。

↓

応諾の要請

・JCAAより、相手方に対し応諾の要請がなされるとともに、調停手続についての説明が行われます。

↓

相手方の応諾

・応諾をする場合には、JCAAに対し、「申立て受理の通知」受領日から15日以内に、応諾書を提出してください。
・答弁書は、できるだけ速やかに提出してください。
・応諾がなければ、相手方不応諾により、調停手続は終了となります。その場合、調停料金は返還されます。
・応諾書、答弁書及び委任状のサンプルは、こちらをご覧下さい。（http://www.jcaa.or.jp/adjust/style.html）

↓

調停人の選定

・申立人と相手方の間に、調停人の選定について合意があるときは、その合意に従い、調停人を選定します。
・合意がない場合には、JCAAが調停人候補者リストを作成し、当事者が付けた希望順位を考慮し、JCAAが調停人を選定します。

↓

調停期日

・調停人が調停期日を適宜開催します。
・調停手続は、調停人選定後、原則3ヶ月以内に終了します。

↓

解決案または見解の提示

・調停人は当事者の求めに応じて、解決案または見解を提示します。

↓

調停手続終了

和解不成立
和解成立

調停は、次の理由で終了します。

1. 和解が成立したとき
2. 調停人選定後、3ヶ月が経過したとき（延長可）
3. いずれかの当事者が調停終了を要請したとき
4. 当事者双方が、調停手続の終了を合意したとき
5. 調停人が当事者間に和解の見込みがなく、調停手続の継続が当事者の利益にならないと判断したとき
6. 調停事案について、公序に反するなど和解をすることが適しないと認められるとき

和解が成立した場合は、和解契約書を作成します

（注1）ただし、当事者により選定された者の適否を調停人選定委員会にて判断します。